

## 第 1 1 8 号議案

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
(足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 1 9 年足立区告示第 3 5 4 号」を「平成 2 0 年足立区告示第 3 0 2 号」に改める。

(足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号に次のただし書を加える。

ただし、同表の地区の区分中、住宅地区 C における同表ア欄に掲げる条件（1）については、同表イ欄に掲げる数値を 1 0 分の 2 4 とする場合に適用する。

別表第 1 の 3 の項中「平成 1 7 年 6 月 1 5 日足立区告示第 2 6 1 号」

を「平成20年6月20日足立区告示第301号」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条、第5条関係）

区域	地区の区分	ア	イ	ウ
		建築物の条件	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度
別表第1第2項の地区計画で定める特定建築物地区整備計画の区域	複合住宅地区	(1) 当該建築物の住宅の用途以外に供する床面積の合計の敷地面積に対する割合が都市計画で定められた容積率の2分の1以内であること (2) 容積率の10分の20を超える部分については、住宅の用途に供すること	10分の24	10分の8
	幹線道路沿道地区C		10分の24 ただし、前面道路の幅員のメートルの数値に10分の4を乗じて得た数値が10分の24未満の場合には、その数値とする。	
	住宅地区B			
別表第1第3項の地区計画で定める特定建築物地区整備計画の区域	住宅地区C			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

西新井駅西口周辺地区地区計画及び西新井駅西口周辺地区防災街区整備地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。